

令和2年9月17日
総務部経理課契約担当

工事請負契約条項の一部改正について

区が契約で使用する工事請負契約条項について、令和2年10月1日から改正建設業法の一部が施行されること等により、以下のとおり一部改正します。

1 改正建設業法の施行に伴う主な改正事項

(1) 監理技術者補佐に係る規定の追加

監理技術者を補佐する者について規定されたことを踏まえ、この者を設置する場合はその氏名その他必要な事項を区に通知することとすること。

(2) 著しく短い工期の禁止に係る規定の追加

区は、工期の変更を行う場合においては、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならないこととすること。

2 その他

社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としてはならない事の規定を追加することとすること。

3 施行日

令和2年10月1日

ただし、施行日前に公告等が行われたものにあつては、従前の例によるものとする。

お問い合わせ
総務部 経理課 契約担当
電話 03-5307-0612